

木材利用ポイントの付与対象となる木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブの募集について
(募集要項)

平成25年5月1日
林野庁
木材利用ポイント事務局

1. 趣旨

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対しポイントを付与し、第1次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援として木材利用ポイント事業を行います。

今般、地域材利用の一層の促進を図るモデルとなるような木材製品、木質ペレットストーブ・薪ストーブ及び当該製品を製造する事業者について募集を行います。

募集期間 平成25年5月1日(水)～5月24日(金) 必着

2. 募集の内容

木材利用ポイントの付与対象となる木材製品（以下「対象木材製品」という。）、木質ペレットストーブ・薪ストーブ（以下「対象ストーブ」という。）及び当該製品を製造する事業者を募集します。

申請に必要な申請書式及び添付書類は、「木材製品」事業者及び「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者ごとに定めています。

I. 木材製品

対象木材製品及び当該製品を製造する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

(注) 木材製品：建築材料以外のもので、木材をその材料として使用した家具等の製品。

【対象木材製品の要件】

以下のアからエすべての要件を満たすこと。

- ア 製品の重量又は体積の3割以上が木材であること。
- イ 製品の表面部分の一部又は全部が木材から構成されていること。
- ウ 1製品ごとに対象地域材（別紙1参照）を0.01m³以上使用し、かつ、1製品ごとに対象地域材を当該製品に使用される木材の材積の過半使用すること。
- エ 製品価格（希望小売価格とする。）が3万円以上（消費税込みとする。）であること。

(注1) 木材利用ポイントの交換商品等として選定された木材製品は、対象木材製品となりません。

(注2) 郵送・配送の後に取付け工事等の役務・サービスを伴うものは、対象木材製品の募集対象となりません。

【対象木材製品を製造する事業者の要件】

対象木材製品を製造する事業者は、以下のアからケすべての要件を満たすこと。

ア 農山漁村地域の関係者と連携を行うものとし、事業目的である以下の①及び②の事項について誓約すること。

① 地域材について、自ら積極的に利用すること、又は利用の意義・良さを広く周知すること。

② 農山漁村地域の活性化のために活動を行うとともに、自らの地域活性化への貢献度合について情報発信すること。

イ 法人格を有する団体、その他これに準ずる団体又は企業であること。

ウ 対象木材製品を1製品ごとに年間50個以上製造する能力を有していること。

エ 安定した生産体制及びサプライチェーンが構築されている等、全国の消費者に対して、対象木材製品を迅速かつ確実に供給できる能力を有していること。

オ 対象木材製品1個ごとに事務局から提供されるシリアル番号をもとに、当該製品1個ごとに出荷情報の管理ができること。

カ 対象木材製品の出荷情報を速やかに事務局に連絡する体制を用意できること。

キ 木材利用ポイント事業の専用WEBサイト又はWEBページを開設し、対象木材製品の概要、当該製品を構成する対象地域材の産地、製造過程、主な販売先、問い合わせ先等当該製品の情報を開示できること。

ク 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。

ケ 事務局が提供する専用のポータルサイト上での対象木材製品及び対象木材製品を製造する事業者の登録等を行うために必要なパソコン環境を用意できること。

【申請書式等】

○申請書式〔「木材製品」事業者用〕※WEB上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式「木材製品」事業者用により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

○添付書類（全項目必須）

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです
申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式「木材製品」事業者用）」を必ず御確認の上、御提出ください。

II.木質ペレットストーブ・薪ストーブ

対象ストーブ及び当該ストーブを製造する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【対象ストーブの要件】

以下のア及びイの要件を満たすこと。

- ア 木質ペレット又は薪を燃料とするストーブであること。
- イ 製品価格（希望小売価格又は実勢価格とする。）が10万円以上（消費税込みとする。）であること。

【対象ストーブを製造する事業者の要件】

対象ストーブを製造する事業者は、以下のアからケすべての要件を満たすこと。

- ア 農山漁村地域の関係者と連携を行うものとし、事業目的である以下の①及び②の事項について誓約すること。
 - ① 地域材の積極的な利用に貢献すること、又は利用の意義・良さを広く周知すること。
 - ② 農山漁村地域の活性化のために活動を行うとともに、自らの地域活性化への貢献度合について情報発信すること。
- イ 法人格を有する団体、その他これに準ずる団体又は企業であること。
- ウ 対象ストーブを1製品ごとに年間30台以上製造する能力を有していること。
- エ 安定した生産体制及びサプライチェーンが構築されている等、全国の消費者に対して、対象ストーブを迅速かつ確実に供給できる能力を有していること。
- オ 対象ストーブ1台ごとに事務局から提供されるシリアル番号をもとに、当該ストーブ1台ごとに出荷情報の管理ができること。
- カ 対象ストーブの出荷情報を速やかに事務局に連絡する体制を用意できること。
- キ 木材利用ポイント事業の専用WEBサイト又はWEBページを開設し、対象ストーブの概要、主な販売先、問い合わせ先等当該製品の情報を開示できること。
- ク 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ケ 事務局が提供する専用のポータルサイト上での対象ストーブ及び対象ストーブを製造する事業者の登録等を行うために必要なパソコン環境を用意できること。

【申請書式等】

○申請書式 [「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者用]

※WEB上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。
申請書式「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者用により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

○添付書類（全項目必須）

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。
申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者用）」を必ず御確認の上、御提出ください。

3. 募集期間等

(1) 募集期間

平成 25 年 5 月 1 日（水）～5 月 24 日（金）

※郵送による提出及び電子メールでの送付は、5 月 24 日（金）必着です。
※申請書類の提出期限は、厳守でお願いいたします。
※提出期限を過ぎての書類の提出は一切受けられませんので御注意ください。

(2) 申請書類の提出方法・提出先

- ・申請書式等は、各様式をダウンロードした上で電子データとして作成し、所定の方法で以下の提出先宛てに送付してください。
 - ・申請書式等は、郵送による提出（3部）と電子メールでの同申請書データの送付を必須とします。必ず郵送及び電子メール両方の御提出をお願いします。
 - ・申請書式等を郵送する際は、必要となる添付書類を必ず同封してください。
- ※ 添付が必要な資料については、申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート」を必ず御確認ください。

提出先： 木材利用ポイント事務局

- ・「木材製品」事業者：木材利用ポイント事務局「木材製品」事業者係 宛
- ・「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者：木材利用ポイント事務局「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者係 宛

住 所： 〒137-8790 日本郵便株式会社 新東京郵便局 私書箱 155 号

電子メールアドレス

- ・「木材製品」事業者 products@mokuzai-points.jp
- ・「木質ペレットストーブ・薪ストーブ」事業者 stove@mokuzai-points.jp

※ 木材利用ポイント事務局とは、木材利用ポイントの付与・管理等を行う組織です。

(注1) 申請書提出の際は、必ず記入済みのチェックシートも添付してください。

(注2) 電子メールで送付いただく申請書電子データには押印する必要はありません。

(注3) 電子メールで送付する際のメールの件名及び申請書電子データのタイトルは、「木材製品申請 AAAA」「木質ペレットストーブ・薪ストーブ AAAA」(Aは事業者名)としてください。

(注4) 郵送による提出は書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。

(注5) 郵送時の提出部数は、各書類につき3部ずつです。

(注6) 郵送する書類(添付書類含む。)は、事務処理の都合上、片面印刷(コピー)でお願いします。

(3) 問い合わせ先

木材利用ポイント事務局

ホームページ <http://mokuzai-points.jp>

電 話

それぞれ受付時間は9時～17時、土日祝日も含みます。

木材利用ポイント事務局

0570-666-799 (有料)

(IP電話・PHSからのお問い合わせ先：03-6701-3270)

(4) 製品の決定等

- ・ 御応募いただいた製品及び申請いただいた事業者については、所要の書面審査等を経た後、有識者委員会に諮り、本事業の趣旨や予算額を踏まえて審査を行った上で決定し、事務局において登録します。
- ・ 登録された事業者は、可能な範囲で対象地域材の産地及び樹種を製品に表示して頂きます。

(5) その他

- ・ 木材利用ポイントの付与対象は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までに購入された木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブとなります。
- ・ 製品に対する木材利用ポイントの付与数は、別紙2に定めるところによります。
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人、公立大学法人その他地方独立行政法人、国立大学法人、又は、国、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体若しくは公立大学法人が設立する学校は、ポイントの付与対象となる木材製品又は木質ペレットストーブ・薪ストーブを購入してもポイントの発行申請ができません。

対象地域材について

- ・ 対象地域材とは、次の（１）及び（２）の基準を満たすものをいいます。
 - （１） 次の①から③までのいずれかに該当するもの
 - ① 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
 - ② 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
 - ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月・林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
 - （２） 資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認め、あらかじめ定める樹種のほか、基金管理・制度運営委員会が、林野庁と協議の上、資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認め、指定したものであること
- ※ 資源量の増加の判断については、ポイントの付与対象となる木造住宅等の工事を行う登録工事業者等から提出された国内外の客観的かつ科学的なデータに基づき行うものとします。
- ※ 事業の目的に照らし適切と認められた樹種とは、農山漁村地域の経済に対して大きな波及効果があることが明らかな樹種とします。

あらかじめ定める樹種は次のとおりです。

- ・ スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ

木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブのポイント付与数について

1. 製品の価格帯ごとに、その下限の価格の10%相当のポイントを付与します（一定以下の端数は切り捨てます。）。
2. 一製品当たりのポイント付与の上限は、10万ポイントとします。

(注) 製品価格について、有識者委員会が当該価格が適正であるかどうか判断できる資料（希望小売価格、実勢価格、他の類似製品の希望小売価格又は実勢価格等が分かる資料）を提出していただきます。